

2022年7月27日

各 位

管理会社名 チャイナ・アセット・マネジメント
(香港)・リミテッド
代表者名 最高経営責任者 甘添
(銘柄コード 1575)
問合せ先 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
担当者 弁護士 飛岡 和明
(TEL 03-6775-1000)

「ChinaAMC CSI 300 Index ETF-JDR」の信託の終了に係る信託契約の変更及び催告の対象となる
受益者確定のための権利確定日の設定に関するお知らせ

当社は、「ChinaAMC CSI 300 Index ETF-JDR (銘柄コード:1575) (以下「当ETF-JDR」といいます。))について、信託法第149条第4項、「ChinaAMC CSI 300 Index ETF 受益証券発行信託上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書」(以下「本信託契約」といいます。))第4条及び「上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項」(以下「本契約条項」といいます。))第50条第3項に基づき「非軽微な信託の変更」として、信託の終了に係る本信託契約の変更を予定しております。本信託契約の変更に関し、2022年8月10日(水)を権利確定日と定め、当該権利確定日における受益者(本契約条項に定義される意味を有します。以下同じです。))を「知っている受益者」として「催告」の対象となる受益者と決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本信託契約の変更が決定された場合、2022年10月13日で本信託契約の変更を実施し、2022年11月15日を信託終了日として、信託の終了を行う予定です。

1. 本信託契約の変更及び信託の終了に関する日程(予定)

・対象受益者の権利確定日	2022年8月10日(水)
・受益者への催告書類発送	2022年9月9日(金)
・受益者による異議申立期限	2022年10月11日(火)
・異議申立結果開示	2022年10月13日(木)
・本信託契約の変更実施日(予定)	2022年10月13日(木)
・取得請求開始日(予定)	2022年10月14日(金)
・取得請求終了日(予定)	2022年11月2日(水)
・信託終了日(予定)	2022年11月15日(火)
・残余財産給付開始日(予定)	2022年12月23日(金)

2. 東京証券取引所における売買に関する日程(予定)

・「監理銘柄(確認中)」への指定	2022年7月27日(水)
・「整理銘柄」への指定	2022年10月13日(木)
・東京証券取引所における最終売買日	2022年11月11日(金)
・上場廃止日	2022年11月14日(月)

なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

3. 本信託契約変更の内容及び理由

(変更の内容)

信託終了日を2022年11月15日(予定)といたします。

(変更の理由)

当ETF-JDRは、上場から約9年が経過しましたが、純資産総額が1億4275万円にとどまります(2022年6月30日現在)。商業可能性を評価し、投資家の皆様の全体の利益及び当ETF-JDRの純資産価額が比較的小さいこと等の様々な要素を考慮した結果、当社は、所定の手続を経て当ETF-JDRを終了することとしました。

(本信託契約の新旧対照表)

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<u>第3条の2 本契約条項第58条の規定にかかわらず、本信託は、2022年11月15日の経過により終了します。</u>	(新設)

4. 異議申立の判定

上記権利確定日における受益者は、本信託契約の変更に関し、2022年9月9日に発送予定の催告書類によってお知らせする所定の手続に従って、異議申立期間(2022年9月9日から2022年10月11日まで)中に、当ETF-JDRの受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に対して、異議を述べるすることができます。

当該異議申立期間中に、異議を述べた受益者の有する本受益権(本契約条項に定義される意味を有します。以下同じです。)の口数が、総受益権口数の2分の1を超えなかった場合には、2022年10月13日付で本信託契約の変更を実施し、2022年11月15日を信託終了日として、信託を終了いたします。

ただし、上記の結果に至らなかった場合には、本信託契約の変更及び信託の終了は中止されません。その場合、本信託契約の変更及び信託の終了を行わないこと並びにその理由を速やかに開示いたします。

5. 異議を述べた受益者の受益権取得請求手続

上記異議申立期間中に異議を述べた受益者に限り、本信託契約の変更が実施され信託の終了となる場合、2022年10月14日から2022年11月2日までの間に、当ETF-JDRの受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に対して、原則として権利確定日である2022年8月10日時点で有する本受益権の口数を上限として、本契約条項第51条第2項及び本信託契約第3条の規定に基づき算定される価額(「異議期間の最終日の翌営業日(但し、同日が請求除外日である場合、又は当該日において本外国投資信託受益証券の要項に定める取引制限が生ずべき事由が存在する場合には、その直後の請求除外日ではない日であって当該事由が存在しない日とする。)現在の本外国投資信託受益証券一口あたりの純資産額の99.95%に受益権付与率を乗じて算定される価額」)にて、所定の手続に従って、取得請求することができます(ただし、取得請求と同時に、取得請求の対象となる本受益権を受託者が指定した口座に振り替えていただく必要があるため、取得請求を受付した日において有する本受益権の口数が当該権利確定日に有する本受益権の口数以下となる場合には、取得請求を受付した日において有する本受益権の口数に限られます。)

なお、異議を述べられた受益者が必ず取得請求をしなければならないわけではありません。最終売買日までは、東京証券取引所での売買が可能であり、また、信託終了日まで保有し、残余財産給付開始日以降、残余財産の給付を受けることも可能です。

6. 残余財産の給付

本信託契約の変更がなされた場合、本契約条項第 62 条及び本信託契約第 3 条の規定に基づいて、信託終了日である 2022 年 11 月 15 日（予定）を残余財産の給付を受ける権利に係る権利確定日とし、当該権利確定日における受益者に対し、残余財産給付開始日（2022 年 12 月 23 日（予定））以降、残余財産の給付として金銭（原則として受託有価証券である外国 ETF を処分して受領した金額（外貨を受領した場合には円貨に転換いたします。）から手数料及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用を控除した金額）の支払いを行う予定です。

本お知らせに関するお問い合わせ先

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 飛岡 和明

電話番号 03-6775-1000

各種お手続きに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行証券代行部テレホンセンター

電話番号 0120-232-711 （受付時間：土・日・祝日等を除く 平日 9：00～17：00）

以上